

# 第4章

## 国民健康保険事業



## 用語の手引き

### 1 療養の給付

国保における原則的な給付であり、被保険者の疾病や負傷に対して、診療・薬剤の支給等を療養取扱機関から直接に医療という現物をもって給付することをいいます。

### 2 療 養 費

療養の給付を行うことが困難な場合や緊急その他やむを得ない事情がある場合等により被保険者が一時療養取扱機関に支払った費用に対して、一部負担金相当分を除いた額を支給するものをいいます。

### 3 療養諸費

「療養の給付」と「療養費」の合計です。

### 4 保険給付費

「療養の給付」、「療養費」、「高額療養費」、「出産育児一時金」、「葬祭費」等の全ての給付と「審査支払手数料」の合計です。

### 5 件 数

診療報酬明細書の枚数、療養費については支給決定された件数です。

### 6 日 数

診療に要した日数です。

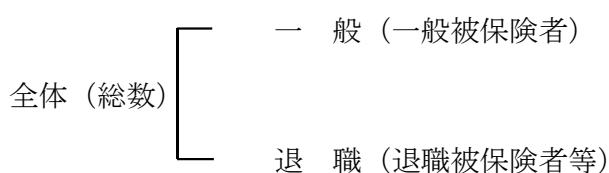
### 7 費用額

保険給付にかかる全ての金額です。（保険者が支払う額及び被保険者が支払う一部負担金を全て合算した額） 「診療諸費費用額」は、国保における「医療費」を意味します。

### 8 医療給付費

医療費のうち保険者が負担する定率分と高額療養費の合計です。

### 9 被保険者の種類と構成



## 10 診療費

診療（入院、入院外、歯科）に要した費用額であって、「療養の給付」から「調剤」を除いたものです。

## 11 年度平均被保険者数

3月から翌年2月までの各月末における被保険者の合計を12で除したものです。  
(13年度までは4月から3月まで、14年度から変更)

## 12 医療費諸率（受診率、一件当たり日数、一日当たり診療費を医療費諸率三要素といいます。）

$$\text{受診率} = \text{件数} \div \text{平均被保険者数} \times 100$$

$$\text{一件当たり日数} = \text{日数} \div \text{件数}$$

$$\text{一日当たり診療費} = \text{診療費} \div \text{日数}$$

## 13 一人当たり費用額（一人当たり診療費）

費用額を平均被保険者数で除したものです。

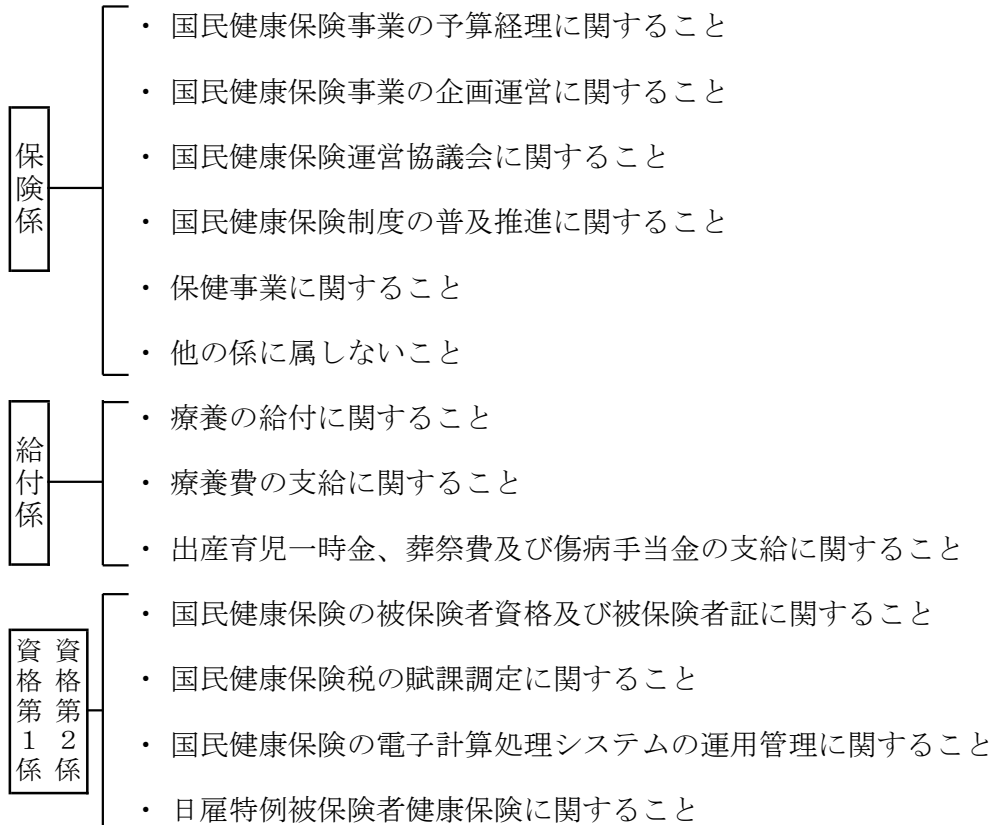
※老人保健法は、平成20年度から高齢者の医療の確保に関する法律に改正されました。老人保健医療給付対象者は後期高齢者医療制度へ移行しました。

また、退職者医療制度については廃止されましたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでの間は経過的に存続します。

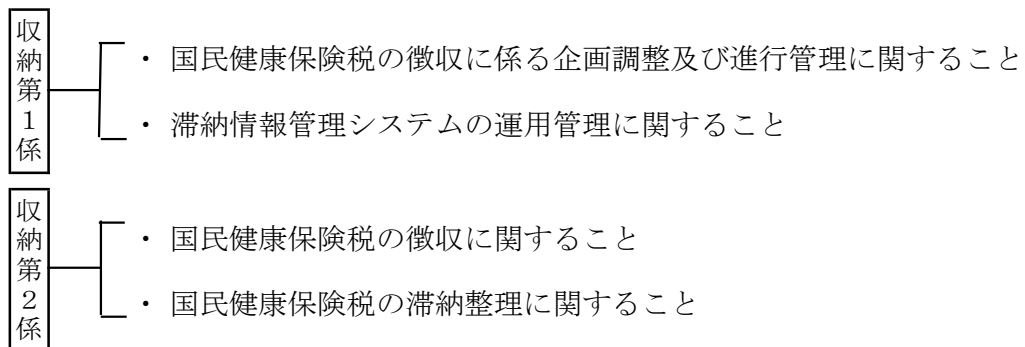
## 第4章 国民健康保険事業

### 第1節 事務機構

#### (1) 国民健康保険課



#### (2) 国保収納課



(令和4年4月1日現在)

## 第 2 節 国民健康保険のあゆみ

昭和	1 3 . 7	国民健康保険法（旧法）施行 実施主体＝普通国保組合 同種業務の保険組合＝特別国保組合 被保険者：組合員とその家族、原則として任意加入
	1 9 . 5	川口市国民健康保険組合の設立
	1 1	同 認可
	2 0 . 4	川口市国民健康保険組合の事業開始（組合事業として）
	2 2 . 2	直営川口市市民病院開設
	2 6 . 2	川口市国民健康保険条例の制定（旧）
	3	同 認可 川口市国保組合事業閉鎖 川口市国民健康保険事業開始（市営事業として）
	3 4 . 4	新川口市国民健康保険条例を制定 直営川口市市民総合病院の指定
	4 1 . 1	外国人国籍（韓国・北朝鮮）の一部について国保加入ができるようになる
	5 1 . 4	国民健康保険保健婦制度の廃止
	6	国民健康保険オンラインシステムの導入
	1 1	国民健康保険相談員制度の発足
	5 3 . 4	国民健康保険税所得割課税方式を但し書き課税方式に変更する
	5 6 . 8	全外国人に国保加入ができるようになる
	平成	6 1 . 4
6 2 . 4		保険税限度額の変更（35万円から39万円）
元 . 4		保険税限度額の変更（39万円から40万円）
2 . 4		保険税限度額の変更（40万円から42万円）
5 . 4		保険税限度額の変更（42万円から44万円）
6 . 4		保険税率の改定 所得割 6.6%から7.2% 均等割 6,000円から12,000円 平等割 6,000円から12,000円 保険税限度額の変更（44万円から50万円）
6 . 5		直営川口市立医療センター開設
8 . 4		保険税限度額の変更（50万円から52万円）
9 . 4		仮算定による課税方式を止め本算定で一本化とする
1 0 . 4		保険税率の改定 所得割 7.2%から8.0% 均等割 12,000円から19,500円 平等割 12,000円から19,500円 賦課限度額の変更（52万円から53万円） 納期を6期から8期とする
1 2 . 4		介護保険制度の創設により第2号被保険者（40～64歳までの人）から介護納付金課税額（介護保険分）を国保税に上乗せして賦課する 保険税率 所得割 100分の0.8 均等割 5,500円 平等割 5,500円 賦課限度額 7万円
1 5 . 4		高額医療費共同事業制度化
1 7 . 1	埼玉県国民健康保険団体連合会に共同電算処理業務委託	
1 7 . 7	保険税のコンビニ収納開始	

18. 4	<p>保険税率の改正  国民健康保険の医療保険に係る税率  所得割 8. 0%から8. 8%  均等割 19, 500円から21, 000円  平等割 19, 500円から21, 000円</p> <p>介護保険に係る税率  所得割 0. 8%から1. 3%  均等割 5, 500円から13, 000円  平等割は廃止  賦課限度額の変更 (7万円から8万円)</p>
18. 10	保険財政共同安定化事業開始
19. 10	被保険者証のカード化開始
20. 4	<p>老人保健制度廃止・後期高齢者医療制度開始  特定健康診査・特定保健指導開始  「川口市国民健康保険特定健康診査等実施計画」策定</p> <p>保険税率の改正  国民健康保険の医療保険に係る税率  所得割 8. 8%から6. 3%  均等割 21, 000円から12, 000円  賦課限度額の変更 53万円から41万円</p> <p>保険税の新設  後期高齢者支援に係る税率  所得割 2. 5%  均等割 9, 000円  賦課限度額 12万円</p>
20. 10	保険税の年金からの特別徴収開始
21. 4	<p>賦課限度額の変更  国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 41万円から47万円  介護保険に係る賦課限度額 8万円から 9万円</p>
22. 4	<p>健康優良家庭表彰廃止  (~19年度 記念品贈呈 ~21年度 宿泊助成)</p> <p>保険税率の改正  国民健康保険の医療保険に係る税率  所得割 6. 3%から6. 5%  均等割 12, 000円から13, 000円  平等割 21, 000円から22, 000円</p> <p>賦課限度額の変更  介護保険に係る賦課限度額 9万円から10万円</p>
22. 12	「埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
23. 4	<p>賦課限度額の変更  国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 47万円から50万円  後期高齢者支援に係る賦課限度額 12万円から13万円</p>
23. 9	国保総合システム稼働 (共同電算システム更新)
23. 10	鳩ヶ谷市を編入合併

24.4	<p>保険税率（賦課方式）の改正  国民健康保険の医療保険に係る税率  所得割 6.5%から7.45%  資産割は廃止  均等割 13,000円から28,000円  平等割は廃止</p> <p>賦課限度額の変更  国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 50万円から51万円  後期高齢者支援金に係る賦課限度額 13万円から14万円  介護保険に係る賦課限度額 10万円から12万円</p> <p>法定軽減割合の変更  世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円以下の世帯 6割から7割  世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+（24万5千円×世帯主を除く加入者数と世帯主を除く特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 4割から5割  世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+（35万円×世帯主（擬制世帯主を除く）を含む加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割（新設）</p>
25.3	「第2次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
25.4	「川口市国民健康保険第2期特定健康診査等実施計画」策定
26.4	<p>法定軽減の拡大  保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <p>世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+（24万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減  世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+（45万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減</p>
27.3	「第3次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」を埼玉県が策定
27.4	<p>法定軽減の拡大  保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <p>世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+（26万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 5割軽減  世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+（47万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計）以下の世帯 2割軽減</p>
	<p>賦課限度額の変更  後期高齢者支援金に係る賦課限度額 14万円から16万円  介護保険に係る賦課限度額 12万円から14万円</p>
28.3	「川口市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）」策定



28.4	<p>法定軽減の拡大          保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(26万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減</p> <p>賦課限度額の変更          国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 51万円から52万円          後期高齢者支援金に係る賦課限度額 16万円から17万円          介護保険に係る賦課限度額 14万円から16万円</p>
29.4	<p>法定軽減の拡大          保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減</p> <p>賦課限度額の変更          国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 52万円から54万円          後期高齢者支援金に係る賦課限度額 17万円から19万円</p>
30.3	<p>「川口市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画」策定</p>
30.4	<p>国民健康保険の都道府県化          都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営の中心的な役割を担う。</p> <p>法定軽減の拡大          保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(27万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減</p>
31.4	<p>法定軽減の拡大          保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 5割軽減          世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の前年の所得の合計が33万円+(51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 2割軽減</p> <p>賦課限度額の変更          国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 54万円から58万円</p>

令和	<p>2. 4 法定軽減の拡大          保険税の軽減判定所得の基準を見直し、5割軽減と2割軽減の対象者を拡大。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円+(28万5千円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計)以下の世帯 <span style="float: right;">5割軽減</span></li> <li>・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が33万円+(52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合 <span style="float: right;">2割軽減</span></li> </ul> <p>賦課限度額の変更          国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 58万円から61万円</p>
	<p>2. 8 被保険者証兼高齢受給者証の交付の開始(被保険者証と高齢受給者証の一体化)</p>
	<p>3. 4 法定軽減判定基準額の変更          保険税の軽減判定所得の基準を見直し、基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、一定の給与所得及び公的年金等に係る所得を有する者の数の合計数が2以上の場合は、その数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の 前年の所得の合計が43万円 <span style="float: right;">7割軽減</span>  <math>+ 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等}^{\ast 1} \text{の数} - 1)</math></li> <li>・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の <span style="float: right;">5割軽減</span>            前年の所得の合計が43万円+28.5万円×  <math>(\text{被保険者数}^{\ast 2}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等}^{\ast 1} \text{の数} - 1)</math></li> <li>・ 世帯主と国民健康保険加入者である世帯員の <span style="float: right;">2割軽減</span>            前年の所得の合計が43万円+52万円×  <math>(\text{被保険者数}^{\ast 2}) + 10 \text{万円} \times (\text{給与所得者等}^{\ast 1} \text{の数} - 1)</math></li> </ul> <p>※1 給与所得がある者(給与収入が55万円を超える者)および公的年金等の所得がある者(公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者)。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。</p> <p>※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。</p> <p>賦課限度額の変更          国民健康保険の医療保険に係る賦課限度額 61万円から63万円          介護保険に係る賦課限度額 16万円から17万円</p> <p>多子世帯減免の実施          当該年度において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が3人以上いる世帯の納税義務者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校生年代までの被保険者が3人以上加入している月の3人目以降の均等割額を免除</li> </ul>
	<p>4. 4 未就学児にかかる均等割額の軽減の実施          当該年度において、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある国民健康保険の被保険者が属する世帯の納税義務者が対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未就学児1人の均等割額について、その5割を減額</li> <li>・ 当該未就学児が法定軽減の対象の場合は、法定軽減後の均等割額から更に5割を減額</li> </ul>

【医療給付関係の動き】

昭和 26年	一部負担金50%
27	一部負担金49.86%
28	一部負担金49.2%
29	一部負担金50%
34	結核予防法34条該当者の一部負担金免除
35.7	世帯主30:家族50(世帯主の給付を7割に引き上げる)
38.6	世帯主0:家族50(世帯主の10割給付実施)
40.1	世帯主0:家族30(世帯員の給付を7割に引き上げる)
45.4	老人医療制度の実施
48.1 7	老人医療制度の改正(年齢を70歳から68歳に繰り下げ、所得制限の撤廃) 結核予防法35条該当者の一部負担金免除
49.4 7	老人世帯主の給付率引き下げ(10割から7割) 高額療養費制度の実施
50.4	診療報酬を自己審査から国保連合会審査に切り替える
53.4	準世帯主の給付割合を10割から7割に引き下げる
59.4 10	世帯主の給付割合を10割から法定給付の7割に戻す 疾病予防対策事業の開始(人間ドック・歯科検診) 退職者医療制度開始
61.7	助産費を10万円から13万円、葬祭費を5万円から6万円へ引き上げる
平成 4.4	助産費を13万円から24万円へ引き上げる
5.4	葬祭費を6万円から8万円へ引き上げる
6.4	葬祭費を8万円から10万円へ引き上げる
6.10 10	助産費を出産育児一時金と改め、24万円から30万円へ引き上げる 入院時食事療養費を一部自己負担化する
7.7	結核予防法34・35条該当者の一部負担金免除を廃止する
8.9	入院時食事療養費の自己負担分を改定する
9.9	内服薬及び外用薬の薬剤費について一部自己負担化する
11.7	老人保健の薬剤費一部自己負担を免除する(臨時特例措置)
13.1	老人保健の一部負担金について、原則として医療費の1割負担となる 老人保健薬剤一部自己負担を廃止する 老人保健の高額療養費支給制度を創設する 高額療養費の自己負担の限度額を改定する 海外療養費制度を創設する 入院時食事療養費の自己負担額を改定する

- 14.10 高額療養費の自己負担限度額を改定する  
3歳未満の一部負担金の割合が2割となる  
70歳以上の一部負担金の割合を原則1割とし、一定以上所得者は2割とする  
老人保健制度（老人保健法）の対象年齢が原則として75歳以上となる  
（70歳から5年かけて1歳ずつ引き上げ）
- 15.4 退職被保険者の一部負担割合が3割となる  
外来に係る薬剤一部負担金を廃止する  
高額療養費の自己負担の限度額の計算における加算額の計算方法の変更
- 18.4 入院時食事療養費の自己負担額を改正（1日当り→1食当り）  
10 現役並み所得を有する70歳以上の負担割合を改正（2割→3割）  
療養病床に入院する高齢者の食費・居住費を改定する  
出産育児一時金を30万円から35万円へ引き上げる
- 19.1 葬祭費を10万円から5万円へ引き下げる  
4 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化が開始  
出産育児一時金の受取代理制度が開始
- 20.4 70歳以上の一部負担金の割合が原則2割となる（ただし、平成21年3月  
までは1割に据え置かれる）  
6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合が2割となる  
療養病床入院等の食事・居住費を一部負担する年齢が65歳以上となる  
高額医療・高額介護合算制度が創設される  
歯科ドックの実施を開始（平成19年度までは歯科検診として実施）
- 21.1 産科医療補償制度が適用される場合の出産育児一時金を35万円から38万円  
へ引き上げる  
4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成22年3月まで延長となる  
9 出産育児一時金の受取代理制度を廃止  
10 平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産育  
児一時金を42万円（産科医療補償制度の適用がない場合は39万円）へ引き  
上げる  
出産育児一時金が原則分娩機関からの直接請求となる
- 22.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成23年3月まで延長となる
- 23.4 平成23年4月1日以降の出産についても、出産育児一時金を42万円（産科  
医療補償制度の適用がない場合は39万円）とする  
国が実施要綱を制定した出産育児一時金の受取代理制度が開始  
70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成24年3月まで延長となる
- 24.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成25年3月まで延長となる
- 25.4 70歳以上の一部負担金1割に据え置きが、平成26年3月まで延長となる  
歯科ドックの受診対象者が市民となり、保健センターで実施
- 26.4 70歳以上の一部負担金1割の据置が段階的に引き上げられる
- 27.1 高額療養費の自己負担限度額を改定する  
現状の3区分が細分化され、5区分となる  
出産育児一時金を、平成27年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用  
がない場合は、40万4千円へ引き上げる
- 28.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 29.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する
- 30.4 入院時食事療養費の自己負担分を改定する
- 30.8 70歳以上の高額療養費の自己負担限度額を改定する  
現状の4区分が細分化され、6区分となる

- 令和 2. 4 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の制度を創設する  
(令和2年1月1日から適用)
4. 1 出産育児一時金を、令和4年1月1日以降の出産で産科医療補償制度の適用  
がない場合は、40万8千円へ引き上げる

### 第3節 被保険者の状況

#### 1 国民健康保険加入割合の推移

令和3年度の国保加入割合は約21%で、過去4年間では約3.5ポイントの減少となっています。

(各年度3月31日現在)

	全市の世帯数及び人口		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
平成29年度	281,681	601,055	92,016 (39,675)	144,523 (47,445)	32.67%	24.04%
平成30年度	286,887	604,675	90,026 (38,276)	138,755 (45,476)	31.38%	22.95%
令和元年度	292,000	608,390	88,233 (37,004)	133,414 (43,692)	30.22%	21.93%
令和2年度	295,489	607,750	87,042 (36,846)	129,971 (43,297)	29.46%	21.39%
令和3年度	296,539	605,067	84,473 (36,369)	124,573 (42,575)	28.49%	20.59%

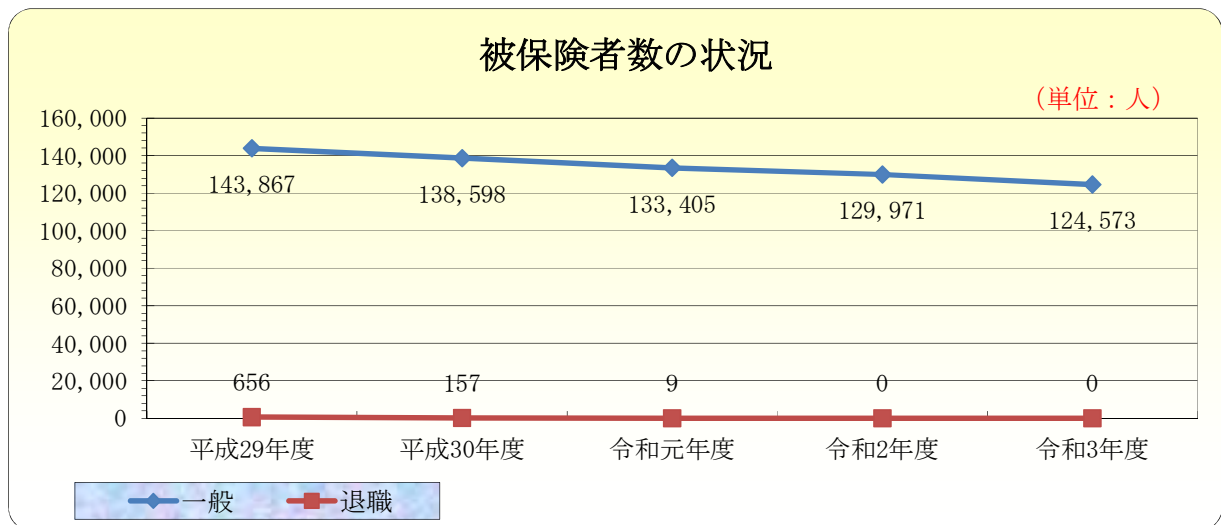
※ ( ) 内の数字は、介護保険第2号被保険者数及び世帯数を再掲したものの

#### 2 被保険者の内訳

令和3年度の構成比は一般100%、退職者0%です。

(各年度3月31日現在)

	一般		退職		計	
	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比	被保険者数	構成比
平成29年度	143,867	99.55%	656	0.45%	144,523	100%
平成30年度	138,598	99.89%	157	0.11%	138,755	100%
令和元年度	133,405	99.99%	9	0.01%	133,414	100%
令和2年度	129,971	100.00%	0	0.00%	129,971	100%
令和3年度	124,573	100.00%	0	0.00%	124,573	100%



### 3 外国人世帯・被保険者数の推移（再掲）

全市外国人の約42%が国保に加入しています。

（各年度3月31日現在）

	全市外国人		国民健康保険		加入割合	
	世帯数	人口	世帯数	被保険者	世帯	被保険者
平成29年度	21,830	33,650	12,150	17,796	55.66%	52.89%
平成30年度	23,891	36,449	12,815	18,498	53.64%	50.75%
令和元年度	25,717	39,232	13,149	18,722	51.13%	47.72%
令和2年度	25,935	38,993	12,612	17,659	48.63%	45.29%
令和3年度	24,787	37,970	11,495	15,990	46.38%	42.11%

### 4 事由別被保険者異動状況

令和3年度末では社会保険加入などの脱退により、5,398人の減となりました。

#### （1）国民健康保険加入

（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
転入	10,872	11,197	11,059	8,726	7,805
社保離脱	15,650	16,360	16,785	17,681	16,856
生保廃止	354	309	315	242	245
出生	782	788	701	607	580
後期離脱	2	0	5	4	3
その他	1,620	1,290	1,433	1,844	1,159
合計	29,280	29,944	30,298	29,104	26,648

#### （2）国民健康保険脱退

（各年度3月31日現在）（単位：人）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
転出	8,133	8,380	8,490	7,992	7,658
社保加入	20,068	17,828	18,196	15,977	15,756
生保開始	735	638	748	673	678
死亡	879	888	811	897	885
後期加入	5,189	5,530	4,792	3,908	4,924
その他	2,592	2,448	2,605	3,100	2,145
合計	37,596	35,712	35,642	32,547	32,046
差引増減	-8,316	-5,768	-5,344	-3,443	-5,398

## 第 4 節 財政状況

### 1 令和4年度予算

保険税収入では、前年度予算に比較して1.55%の減、県支出金で2.37%の減、全体で1.77%の減となっています。

#### (1) 歳入

(単位:千円)

		令和4年度当初予算額		予算額対前年度比	令和3年度当初予算額	
		予算額	構成比			
保 險 者 等	一 般 被 保 險 者	現年課税分(医療分)	7,911,643	14.40 %	100.70 %	7,856,489
		現年課税分(後期高齢分)	2,586,446	4.71 %	100.77 %	2,566,593
		現年課税分(介護分)	809,361	1.47 %	101.17 %	799,972
		滞納繰越分(医療分)	614,872	1.12 %	72.02 %	853,701
		滞納繰越分(後期高齢分)	276,640	0.50 %	89.71 %	308,357
		滞納繰越分(介護分)	111,417	0.20 %	95.88 %	116,205
		計	12,310,379	22.40 %	98.47 %	12,501,317
	退 職 被 保 險 者 等	現年課税分(医療分)	0	0.00 %	- %	6
		現年課税分(後期高齢分)	0	0.00 %	- %	1
		現年課税分(介護分)	0	0.00 %	- %	2
		滞納繰越分(医療分)	993	0.00 %	37.14 %	2,674
		滞納繰越分(後期高齢分)	395	0.00 %	33.73 %	1,171
		滞納繰越分(介護分)	228	0.00 %	36.42 %	626
		計	1,616	0.00 %	36.07 %	4,480
保 險 税 の 計		12,311,995	22.40 %	98.45 %	12,505,797	
使用料及び手数料		-	- %	- %	1	
国 庫 支 出 金	災害臨時特例補助金	174	0.00 %	61.48 %	283	
	予防接種効果測定データ収集等事業補助金	25,360	0.05 %	40.10 %	63,248	
	国庫支出金の計	25,534	0.05 %	40.19 %	63,531	
県 支 出 金	県補助金	37,125,461	67.56 %	97.63 %	38,027,244	
	県支出金の計	37,125,461	67.56 %	97.63 %	38,027,244	
繰 入 金	一 般 会 社 繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,181,661	3.97 %	100.60 %	2,168,690
		未就学児均等割保険税繰入金	73,817	0.13 %	- %	-
		職員給与費等繰入金	1,463,797	2.66 %	99.59 %	1,469,769
		出産育児一時金等繰入金	173,600	0.32 %	81.58 %	212,800
		財政安定化支援事業繰入金	1	0.00 %	100.00 %	1
		その他一般会社繰入金	1,021,382	1.86 %	117.74 %	867,470
		計	4,914,258	8.94 %	104.14 %	4,718,730
繰越金		1	0.00 %	100.00 %	1	
諸収入		577,851	1.05 %	91.93 %	628,596	
歳入合計		54,955,100	100.00 %	98.23 %	55,943,900	



## (2) 歳出

(単位:千円)

		令和4年度当初予算額		予算額対前年度比	令和3年度当初予算額	
		予算額	構成比			
総務費		934,307	1.70 %	90.85 %	1,028,454	
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	31,202,577	56.78 %	97.57 %	31,979,363
		退職被保険者等療養給付費	100	0.00 %	20.00 %	500
		一般被保険者療養費	473,950	0.86 %	99.38 %	476,926
		退職被保険者等療養費	50	0.00 %	50.00 %	100
		審査支払手数料	77,700	0.14 %	99.53 %	78,063
		計	31,754,377	57.78 %	97.60 %	32,534,952
	高 額 療 養 費	一般被保険者	4,656,305	8.47 %	98.21 %	4,741,055
		退職被保険者等	100	0.00 %	33.33 %	300
		一般被保険者(高額介護合算)	8,000	0.01 %	100.00 %	8,000
		退職被保険者等(高額介護合算)	50	0.00 %	100.00 %	50
		計	4,664,455	8.49 %	98.21 %	4,749,405
	移 送 費	一般被保険者	150	0.00 %	100.00 %	150
		退職被保険者等	50	0.00 %	100.00 %	50
		計	200	0.00 %	100.00 %	200
	出 産 育 児 諸 費	出産育児一時金	260,400	0.47 %	81.58 %	319,200
		支払手数料	122	0.00 %	85.31 %	143
		計	260,522	0.47 %	81.58 %	319,343
	葬祭費		46,500	0.08 %	112.05 %	41,500
	傷病手当金		3,900	0.01 %	- %	-
保険給付費の計		36,729,954	66.84 %	97.57 %	37,645,400	
事 業 民 健 康 保 険 金 納 付 費	医療給付費分	11,002,081	20.03 %	102.13 %	10,772,843	
	後期高齢者支援金等分	3,735,407	6.80 %	96.73 %	3,861,764	
	介護納付金分	1,739,185	3.17 %	97.57 %	1,782,559	
	計	16,476,673	29.99 %	100.36 %	16,417,166	
共同事業拠出金		5	0.00 %	166.67 %	3	
保 健 事 業 費	保健事業費	239,934	0.44 %	92.98 %	258,042	
	特定健康診査等事業費	434,627	0.79 %	97.26 %	446,885	
	計	674,561	1.23 %	95.69 %	704,927	
諸支出金		114,600	0.21 %	93.21 %	122,950	
予備費		25,000	0.05 %	100.00 %	25,000	
歳出合計		54,955,100	100.00 %	98.23 %	55,943,900	

## 2 年度別決算状況

### (1) 歳入

(単位:千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保 険 税	一般被保険者分	14,795,391	14,615,102	14,158,918	13,436,491	13,055,543
	退職被保険者等分	162,893	70,776	20,011	5,779	3,093
	計	14,958,284	14,685,878	14,178,929	13,442,270	13,058,637
使用料及び手数料		2	1	0	0	0
国 庫 支 出 金	事務費負担金	-	-	-	-	-
	療養給付費等負担金	11,911,812	0	-	-	-
	高額医療費共同事業負担金	500,201	-	-	-	-
	特定健康診査等負担金	67,451	-	-	-	-
	財政調整交付金	2,390,090	0	-	-	-
	出産育児一時金補助金	-	-	-	-	-
	災害臨時特例補助金	-	-	283	174	217
	予防接種効果測定データ 収集等事業補助金	-	-	60,963	20,312	62,281
	災害等臨時特例補助金	-	-	-	162,903	69,965
	その他補助金	26,577	1,066	2,580	9,914	-
計	14,896,131	1,066	63,826	193,303	132,463	
療養給付費等交付金		459,685	0	-	-	-
前期高齢者交付金		12,805,544	0	-	-	-
県 支 出 金	高額医療費共同事業負担金	500,201	0	-	-	-
	特定健康診査等負担金	67,451	-	-	-	-
	都道府県財政調整交付金	2,785,344	-	-	-	-
	広域化等支援基金支出金	910	-	-	-	-
	保険給付費等交付金(普通交付金)	-	36,231,590	36,171,482	34,097,195	35,662,879
	保険給付費等交付金(特別交付金)	-	630,515	649,159	758,924	856,336
	計	3,353,906	36,862,105	36,820,641	34,856,119	36,519,215
共同事業交付金		16,392,932	0	-	-	-
財産収入		8	0	-	-	-
繰 入 金	保険基盤安定繰入金	2,288,687	2,252,321	2,210,004	2,168,690	2,181,660
	職員給与費等繰入金	1,079,925	1,196,449	1,263,056	1,212,926	1,278,184
	出産育児一時金等繰入金	234,951	228,331	194,382	168,549	153,851
	財政安定化支援事業繰入金	-	0	0	0	0
	その他繰入金	1,282,101	1,026,221	157,737	0	0
	計	4,885,664	4,703,322	3,825,179	3,550,165	3,613,696
	基金繰入金	19,977	0	-	-	-
繰入金の計	4,905,641	4,703,322	3,825,179	3,550,165	3,613,696	
繰越金		0	1,138	0	0	752,236
諸収入		498,608	574,924	763,962	588,731	578,633
合 計		68,270,741	56,828,434	55,652,537	52,630,588	54,654,879

※平成30年度からの国民健康保険の都道府県化により、科目の新設及び廃止あり。

## (2) 歳出

(単位:千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
総務費		781,275	791,049	851,123	879,275	955,680	
保 險 給 付 費	療 養 諸 費	一般被保険者療養給付費	32,212,154	30,855,050	30,985,403	29,062,331	30,509,711
		退職被保険者等療養給付費	300,993	113,001	20,158	121	20
		一般被保険者療養費	556,585	529,901	493,019	417,160	431,930
		退職被保険者等療養費	4,891	1,558	448	17	0
		審査支払手数料	77,644	81,901	48,911	69,045	72,391
		計	33,152,267	31,581,411	31,547,939	29,548,674	31,014,052
	高 額 療 養 費	一般被保険者	4,572,377	4,470,432	4,591,532	4,487,934	4,619,519
		退職被保険者等	54,752	18,445	3,624	40	0
		一般被保険者(合算)	3,285	1,737	6,523	5,899	6,893
		退職被保険者等(合算)	112	76	59	20	17
	計	4,630,526	4,490,690	4,601,738	4,493,893	4,626,430	
	移 送 費	一般被保険者	178	0	0	0	0
		退職被保険者等	0	0	0	0	0
		計	178	0	0	0	0
	出 産 育 児 諸 費	出産育児一時金	352,426	342,497	291,573	252,823	230,777
		支払手数料	148	149	126	117	105
	計	352,574	342,646	291,699	252,940	230,882	
	葬 祭 費	37,200	38,050	34,850	38,700	38,750	
	傷 病 手 当 金	-	-	-	2,794	5,084	
保 險 給 付 費 の 計	38,172,746	36,452,797	36,476,226	34,337,001	35,915,198		
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	8,597,366	-	-	-	-		
病 床 転 換 支 援 金	54	-	-	-	-		
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	31,302	-	-	-	-		
老 人 保 健 拠 出 金	148	-	-	-	-		
介 護 納 付 金	3,061,168	-	-	-	-		
国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	-	180,453,57	17,397,437	15,953,015	16,417,164		
共 同 事 業 拠 出 金	16,627,388	6	6	5	1		
保 健 事 業 費	534,423	536,623	606,599	480,960	592,578		
基 金 積 立 金	8	-	-	-	-		
諸 支 出 金	463,725	1,002,602	321,146	228,096	265,130		
予 備 費	0	0	0	0	0		
前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0	0	0	0		
歳 出 合 計	68,269,603	56,828,434	55,652,537	51,878,352	54,145,751		
歳 入 歳 出 差 引 残	1,138	△ 1,175,897	△ 3,021,949	752,236	509,128		
保 險 給 付 費 支 払 基 金 年 度 末 保 有 額	0	0	0	0	0		

※平成30年度からの国民健康保険の都道府県化により、科目の新設及び廃止あり。

## 第 5 節 保険給付

### 1 保険給付の種類と内容

#### ○ 療養の給付

一般被保険者及び退職被保険者	7割給付
70歳以上一般	8割給付
70歳以上一定以上所得者	7割給付
6歳に達する日以後の最初の3月31日まで	8割給付

平成14年10月の医療制度改正により、8割給付であった退職被保険者が従来の一般被保険者と同様の7割給付となりました。

また、70歳以上一般、70歳以上一定以上所得者及び、3歳未満については、それぞれ割合区分が新設されました。

平成18年6月の国民健康保険法の改正では、70歳以上一定以上所得者の給付割合が8割から7割となりました（平成18年10月から）。

また、6歳に達する日以後の最初の3月31日までの給付割合が8割になりました（平成20年4月から）。

さらに、70歳以上一般の給付割合9割の据え置きが平成20年4月から延長されていましたが、特例措置の見直しにより、平成26年4月2日以降に70歳になるかたの給付割合が8割となり、70歳以上一般の給付割合は段階的に引き上げられることとなりました。

#### ○ 入院時食事代の自己負担について

一 般 加 入 者		1食	460円（※）
市民税非課税世帯及び 低所得者Ⅱに該当するかた	過去1年間の入院が90日以内	1食	210円
	過去1年間の入院が91日以上	1食	160円
低所得者Ⅰに該当するかた		1食	100円

※指定難病のかた等は260円です。

低所得者Ⅰとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税かつ各種収入等から必要経費・控除を差し引いた所得が0円になる世帯の70歳以上の人

低所得者Ⅱとは 国保加入者全員と世帯主が市民税非課税である世帯の70歳以上の人

- 療養費 次のような理由で医者にかかり、医療費を全額自己負担した場合、申請により審査し、決定した額のうち、給付割合に応じた額を支給します。
- ・ 緊急その他やむをえない事情で保険証を持たずに治療を受けたり、国保を取り扱っていない病院で受診したとき。
  - ・ 医師の指示で、あんま、はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき。
  - ・ 療養の給付を受けられない輸血のための生血代。
  - ・ コルセット、ギプスなどの治療用補装具代（医師が必要と認めたとき）。

- 高額療養費 医療費が高額となった時、次の場合に支給します。

1カ月の自己負担額が次の額を超えた分について支給

◎70歳未満のかた

所得区分		限度額(3回目まで)	限度額 (4回目以降)
ア	基礎控除後の所得 901万円超	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	基礎控除後の所得 600万円超～901万円以下	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	基礎控除後の所得 210万円超～600万円以下	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	基礎控除後の所得 210万円以下	57,600円	
オ	住民税非課税	35,400円	24,600円

◎70歳～74歳のかた

所得区分		外来(個人単位) の限度額	外来+入院(世帯単位) の限度額
		現役並み所得者	
		Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% 【多数回93,000円】※
		Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% 【多数回44,400円】※
一般		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 【多数回44,400円】※
低所得Ⅱ		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ			15,000円

※ 4回目以降の限度額

- 移送費 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により移送されたとき、保険者が必要と認めた場合に支給します。
- 出産育児一時金 1件 420,000円  
産科医療補償制度適用がない場合 408,000円  
(令和3年12月以前の分娩の場合、404,000円)
- 葬祭費 1件 50,000円

## 2 療養給付・療養費の支払方法

- 療養の給付費審査支払、療養費審査を埼玉県国民健康保険団体連合会へ委託しています。診療報酬(療養費を含む)審査支払手数料 1件37.8円
- 療養費は被保険者が診療を受けた医師から医療費全額支払の領収書と診療報酬明細書の交付を受け、それを添えて保険者に申請します。保険者は審査委員会の審査を経て支給します。

### 3 医療費について

※療養給付費(現物)は、3月～2月診療分、療養費は4月～3月支給決定分で算出。

#### (1) 医療費総額の動向

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
平成29年度	44,840,646,061 -3.02%	437,699,613 -55.12%	45,278,345,674 -4.10%
平成30年度	42,940,298,637 -4.24%	164,371,972 -62.45%	43,104,670,609 -4.80%
令和元年度	42,821,237,758 -0.28%	28,134,225 -82.88%	42,849,371,983 -0.59%
令和2年度	40,169,323,987 -6.19%	196,948 -99.30%	40,169,520,935 -6.25%
令和3年度	42,021,183,998 4.61%	-14,540 -107.38%	42,021,169,458 4.61%

※下段は対前年度伸び率(%)

#### (2) 一人当たりの医療費の推移

(医療費÷平均被保険者数＝一人当たり医療費)

(単位：円)

	一 般	退 職	合 計
平成29年度	303,151 2.71%	392,908 -3.67%	303,822 2.35%
平成30年度	301,888 -0.42%	404,857 3.04%	302,181 -0.54%
令和元年度	314,164 4.07%	360,695 -10.91%	314,191 3.97%
令和2年度	304,424 -3.10%	196,948 -45.40%	304,423 -3.11%
令和3年度	328,956 8.06%	- -	328,956 8.06%

※下段は対前年度伸び率(%)

#### (3) 川口市と全国医療制度別における一人当たり医療費の伸び率の比較(対前年度比)

(単位：%)

	川口市の国保	平 均			計
	一般+退職	75歳未満		75歳以上	
		被用者保険	国保(一般+退職)		
平成29年度	2.3	2.5	3.0	1.4	2.5
平成30年度	-0.5	1.3	1.3	-0.3	1.0
令和元年度	4.0	2.6	3.0	1.3	2.6
令和2年度	-3.1	-3.6	-1.7	-3.3	-2.9

※出典 厚生労働省「令和元年度医療費の動向」表2-2から

#### (4) 受診率の推移

(診療件数<入院・入院外・歯科>÷平均被保険者数×100)

(単位：%)

	一般	退職	合計
平成29年度	919.54	1,170.20	921.42
平成30年度	923.43	1,236.95	924.32
令和元年度	929.30	1,287.18	929.51
令和2年度	833.17	1,600.00	833.17
令和3年度	910.00	-	909.99

#### (5) 一件当たり日数の推移 (日数÷件数)

(単位：日)

	一般	退職	合計
平成29年度	1.85	1.84	1.85
平成30年度	1.82	1.89	1.82
令和元年度	1.81	1.70	1.81
令和2年度	1.81	1.06	1.81
令和3年度	1.77	-	1.77

#### (6) 一日当たり診療費の推移 (診療費÷日数)

(単位：円)

	一般	退職	合計
平成29年度	13,883	14,003	13,884
平成30年度	14,035	13,599	14,033
令和元年度	14,701	13,100	14,700
令和2年度	15,890	5,361	15,890
令和3年度	16,082	-	16,082

## 第 6 節 保健事業

### 1 医療費通知実施状況

被保険者の健康に対する認識を深め、国民健康保険事業の健全な運営に資することを目的に医療費通知を実施しています。

年度	通知件数
H29	386,936件
H30	374,876件
R1	369,917件
R2	339,276件
R3	342,039件

○ 通知回数 年 6 回

○ 通知項目

受診年月、受診者氏名、医療機関等の名称

入院・外来等の区分、受診日数

医療費の額、窓口等での支払い額

※令和元年度は掲載診療月の変更により13か月分

### 2 人間ドック検診料助成事業

疾病の早期発見、健康の保持増進に資することを目的に、人間ドック検診料の助成を行っています。

#### 人間ドック検診

年度	助成件数	受診率	助成額
H29	10,208件	9.10%	237,890,638円
H30	9,158件	8.53%	213,818,813円
R1	8,834件	8.54%	209,505,392円
R2	6,469件	6.34%	153,462,111円
R3	7,032件	7.11%	167,814,878円

○ 30歳以上の国保加入者が指定医療機関において検診を受けた場合に助成

○ 検診の費用額（消費税10%含む）  
最大32,472円

（うち国保の助成額 25,872円以内）

（令和3年度）



### 3 特定健康診査・特定保健指導

#### (1) 特定健康診査

ア 対象

40歳以上の川口市国保加入者（1年度内1回）

イ 健診実施機関

川口市医師会を委託取りまとめ先として、所属する医療機関のうち、特定健康診査の実施を申し出た機関

ウ 自己負担

0円（令和3年度より）

エ 追加検査

胸部レントゲン検査は令和2年度より市肺がん・結核検診に統一

オ 独自健診項目

国の定めた基本健診項目以外に、全員実施項目として、貧血、心電図検査、尿酸、クレアチニン・e-GFR値、尿潜血を追加しています。

カ 受診者数・健診委託料

年度	受診者数	健診委託料
H29	20,437人	222,908,222円
H30	20,829人	236,610,953円
R1	20,289人	237,314,578円
R2	17,176人	196,060,472円
R3	20,574人	244,999,463円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

#### (2) 特定保健指導

ア 対象

特定健康診査の受診者のうち、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）該当者とその予備群（服薬・治療中のものを除く）

イ 支援内容

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が期待できる人に対して、保健師・管理栄養士などの有資格者により、生活習慣の見直し及び健康に関するセルフケアの実現に向けた支援を行います。

（ア）積極的支援・・・初回面談ののち、3カ月以上の継続的な支援と終了後の評価を行います

（イ）動機付け支援・・・初回面談と3カ月後の評価を行います

ウ 自己負担

なし

エ 利用者数・保健指導委託料

年度	利用者数	保健指導委託料
H29	831人	6,760,991円
H30	1,215人	11,119,572円
R1	1,222人	11,969,356円
R2	1,007人	11,341,660円
R3	1,336人	15,085,070円

※年度中に埼玉県国民健康保険団体連合会経由で支出したもの

## 第 7 節 保険税の状況

### 1 保険税率及び賦課割合等の推移

#### (1) 医療分

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
所得割	税率	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100	7.45/100
	算定割合	68.09%	68.39%	68.67%	68.53%	67.94%	69.44%
均等割	税率	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円	28,000円
	算定割合	31.91%	31.61%	31.33%	31.47%	32.06%	30.56%
賦課割合	応能	63.59%	63.81%	64.38%	65.16%	64.94%	64.87%
	応益	36.41%	36.19%	35.62%	34.84%	35.06%	35.13%
賦課限度額		540,000円	540,000円	580,000円	610,000円	630,000円	630,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

#### (2) 介護分

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
所得割	税率	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100	1.3/100
	算定割合	51.81%	52.25%	51.90%	51.54%	50.39%	52.64%
均等割	税率	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円	13,000円
	算定割合	48.19%	47.75%	48.10%	48.46%	49.61%	47.36%
賦課割合	応能	49.33%	49.13%	49.17%	49.01%	48.50%	48.77%
	応益	50.67%	50.87%	50.83%	50.99%	51.50%	51.23%
賦課限度額		160,000円	160,000円	160,000円	160,000円	170,000円	170,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

※ 賦課割合は医療分、介護分、後期分共に一般被保険者分現年課税分のみ計上

### (3) 後期分

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
所得割	税率	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100	2.5/100
	算定割合	69.02%	69.32%	69.58%	69.45%	68.87%	70.35%
均等割	税率	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円	9,000円
	算定割合	30.98%	30.68%	30.42%	30.55%	31.13%	29.65%
賦課割合	応能	64.76%	64.99%	65.30%	65.92%	65.60%	65.41%
	応益	35.24%	35.01%	34.70%	34.08%	34.40%	34.59%
賦課限度額		190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円	190,000円
納期回数		8	8	8	8	8	8

なお、後期高齢者医療制度の創設により次の減額措置がとられます。

- ①軽減を受けている世帯について、以前と同様の軽減が受けられるよう、国保から後期高齢者医療制度に移行した人の所得や人数を含めて軽減の判定をします。
- ②後期高齢者医療制度の創設により、被用者保険の被扶養者から国保の被保険者となった、旧被扶養者に係る所得割について、当分の間賦課しません。
- ③旧被扶養者に係る被保険者均等割を2年間半額とします。

2 調定額及び収入済額の推移（還付未済控除前（収入済額＝決算額））

（還付未済控除前）（単位：円）

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
29 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	10,247,958,460	8,870,558,796	5,057,390	1,372,342,274	86.56%
		滞納繰越分	8,380,284,669	1,494,807,423	1,005,614,372	5,879,862,874	17.84%
		計	18,628,243,129	10,365,366,219	1,010,671,762	7,252,205,148	55.64%
	退 職 者 等	現年課税分	80,168,881	77,118,688	0	3,050,193	96.20%
		滞納繰越分	118,087,928	27,649,958	13,507,021	76,930,949	23.41%
		計	198,256,809	104,768,646	13,507,021	79,981,142	52.84%
	計	現年課税分	10,328,127,341	8,947,677,484	5,057,390	1,375,392,467	86.63%
		滞納繰越分	8,498,372,597	1,522,457,381	1,019,121,393	5,956,793,823	17.91%
		計	18,826,499,938	10,470,134,865	1,024,178,783	7,332,186,290	55.61%
29 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,091,455,527	922,187,291	261,829	169,006,407	84.49%
		滞納繰越分	980,835,774	168,250,129	117,376,528	695,209,117	17.15%
		計	2,072,291,301	1,090,437,420	117,638,357	864,215,524	52.62%
	退 職 者 等	現年課税分	19,701,173	18,987,786	0	713,387	96.38%
		滞納繰越分	32,865,453	7,550,993	3,631,310	21,683,150	22.98%
		計	52,566,626	26,538,779	3,631,310	22,396,537	50.49%
	計	現年課税分	1,111,156,700	941,175,077	261,829	169,719,794	84.70%
		滞納繰越分	1,013,701,227	175,801,122	121,007,838	716,892,267	17.34%
		計	2,124,857,927	1,116,976,199	121,269,667	886,612,061	52.57%
29 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,412,186,677	2,950,160,848	1,652,381	460,373,448	86.46%
		滞納繰越分	2,182,522,598	389,426,335	285,787,069	1,507,309,194	17.84%
		計	5,594,709,275	3,339,587,183	287,439,450	1,967,682,642	59.69%
	退 職 者 等	現年課税分	26,748,082	25,743,225	0	1,004,857	96.24%
		滞納繰越分	24,531,477	5,842,726	4,542,482	14,146,269	23.82%
		計	51,279,559	31,585,951	4,542,482	15,151,126	61.60%
	計	現年課税分	3,438,934,759	2,975,904,073	1,652,381	461,378,305	86.54%
		滞納繰越分	2,207,054,075	395,269,061	290,329,551	1,521,455,463	17.91%
		計	5,645,988,834	3,371,173,134	291,981,932	1,982,833,768	59.71%
29 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	14,751,600,664	12,742,906,935	6,971,600	2,001,722,129	86.38%
		滞納繰越分	11,543,643,041	2,052,483,887	1,408,777,969	8,082,381,185	17.78%
		計	26,295,243,705	14,795,390,822	1,415,749,569	10,084,103,314	56.27%
	退 職 者 等	現年課税分	126,618,136	121,849,699	0	4,768,437	96.23%
		滞納繰越分	175,484,858	41,043,677	21,680,813	112,760,368	23.39%
		計	302,102,994	162,893,376	21,680,813	117,528,805	53.92%
	計	現年課税分	14,878,218,800	12,864,756,634	6,971,600	2,006,490,566	86.47%
		滞納繰越分	11,719,127,899	2,093,527,564	1,430,458,782	8,195,141,553	17.86%
		計	26,597,346,699	14,958,284,198	1,437,430,382	10,201,632,119	56.24%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
30 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,940,227,061	8,744,544,195	7,263,418	1,188,419,448	87.97%
		滞納繰越分	7,215,032,497	1,497,564,307	1,058,943,463	4,658,524,727	20.76%
		計	17,155,259,558	10,242,108,502	1,066,206,881	5,846,944,175	59.70%
	退 職 者 等	現年課税分	24,779,267	24,362,229	0	417,038	98.32%
		滞納繰越分	83,028,991	22,489,214	13,608,244	46,931,533	27.09%
		計	107,808,258	46,851,443	13,608,244	47,348,571	43.46%
	計	現年課税分	9,965,006,328	8,768,906,424	7,263,418	1,188,836,486	88.00%
		滞納繰越分	7,298,061,488	1,520,053,521	1,072,551,707	4,705,456,260	20.83%
		計	17,263,067,816	10,288,959,945	1,079,815,125	5,894,292,746	59.60%
30 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,051,943,616	905,886,187	675,140	145,382,289	86.12%
		滞納繰越分	840,019,146	168,824,817	126,530,298	544,664,031	20.10%
		計	1,891,962,762	1,074,711,004	127,205,438	690,046,320	56.80%
	退 職 者 等	現年課税分	5,884,684	5,852,992	0	31,692	99.46%
		滞納繰越分	23,663,956	6,089,142	3,528,602	14,046,212	25.73%
		計	29,548,640	11,942,134	3,528,602	14,077,904	40.42%
	計	現年課税分	1,057,828,300	911,739,179	675,140	145,413,981	86.19%
		滞納繰越分	863,683,102	174,913,959	130,058,900	558,710,243	20.25%
		計	1,921,511,402	1,086,653,138	130,734,040	704,124,224	56.55%
30 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,311,186,670	2,906,470,105	2,383,342	402,333,223	87.78%
		滞納繰越分	1,887,638,630	391,812,850	323,170,828	1,172,654,952	20.76%
		計	5,198,825,300	3,298,282,955	325,554,170	1,574,988,175	63.44%
	退 職 者 等	現年課税分	8,257,802	8,119,784	0	138,018	98.33%
		滞納繰越分	14,780,672	3,862,111	4,477,940	6,440,621	26.13%
		計	23,038,474	11,981,895	4,477,940	6,578,639	52.01%
	計	現年課税分	3,319,444,472	2,914,589,889	2,383,342	402,471,241	87.80%
		滞納繰越分	1,902,419,302	395,674,961	327,648,768	1,179,095,573	20.80%
		計	5,221,863,774	3,310,264,850	330,032,110	1,581,566,814	63.39%
30 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	14,303,357,347	12,556,900,487	10,321,900	1,736,134,960	87.79%
		滞納繰越分	9,942,690,273	2,058,201,974	1,508,644,589	6,375,843,710	20.70%
		計	24,246,047,620	14,615,102,461	1,518,966,489	8,111,978,670	60.28%
	退 職 者 等	現年課税分	38,921,753	38,335,005	0	586,748	98.49%
		滞納繰越分	121,473,619	32,440,467	21,614,786	67,418,366	26.71%
		計	160,395,372	70,775,472	21,614,786	68,005,114	44.13%
	計	現年課税分	14,342,279,100	12,595,235,492	10,321,900	1,736,721,708	87.82%
		滞納繰越分	10,064,163,892	2,090,642,441	1,530,259,375	6,443,262,076	20.77%
		計	24,406,442,992	14,685,877,933	1,540,581,275	8,179,983,784	60.17%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
元 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,639,113,959	8,553,945,640	9,241,173	1,075,927,146	88.74%
		滞納繰越分	4,975,351,735	1,272,942,325	789,526,562	2,912,882,848	25.58%
		計	14,614,465,694	9,826,887,965	798,767,735	3,988,809,994	67.24%
	退 職 者 等	現年課税分	3,218,392	3,147,961	0	70,431	97.81%
		滞納繰越分	28,826,339	9,572,628	5,502,826	13,750,885	33.21%
		計	32,044,731	12,720,589	5,502,826	13,821,316	39.70%
	計	現年課税分	9,642,332,351	8,557,093,601	9,241,173	1,075,997,577	88.75%
		滞納繰越分	5,004,178,074	1,282,514,953	795,029,388	2,926,633,733	25.63%
		計	14,646,510,425	9,839,608,554	804,270,561	4,002,631,310	67.18%
元 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	1,005,399,313	879,195,787	319,172	125,884,354	87.45%
		滞納繰越分	693,970,575	173,220,314	101,570,848	419,179,413	24.96%
		計	1,699,369,888	1,052,416,101	101,890,020	545,063,767	61.93%
	退 職 者 等	現年課税分	821,087	803,326	0	17,761	97.84%
		滞納繰越分	7,110,669	2,375,717	1,471,430	3,263,522	33.41%
		計	7,931,756	3,179,043	1,471,430	3,281,283	40.08%
	計	現年課税分	1,006,220,400	879,999,113	319,172	125,902,115	87.46%
		滞納繰越分	701,081,244	175,596,031	103,042,278	422,442,935	25.05%
		計	1,707,301,644	1,055,595,144	103,361,450	548,345,050	61.83%
元 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,185,648,223	2,820,122,518	3,029,155	362,496,550	88.53%
		滞納繰越分	1,774,812,393	459,492,027	258,846,933	1,056,473,433	25.89%
		計	4,960,460,616	3,279,614,545	261,876,088	1,418,969,983	66.12%
	退 職 者 等	現年課税分	1,058,026	1,035,115	0	22,911	97.83%
		滞納繰越分	9,219,354	3,076,100	1,815,543	4,327,711	33.37%
		計	10,277,380	4,111,215	1,815,543	4,350,622	40.00%
	計	現年課税分	3,186,706,249	2,821,157,633	3,029,155	362,519,461	88.53%
		滞納繰越分	1,784,031,747	462,568,127	260,662,476	1,060,801,144	25.93%
		計	4,970,737,996	3,283,725,760	263,691,631	1,423,320,605	66.06%
元 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,830,161,495	12,253,263,945	12,589,500	1,564,308,050	88.60%
		滞納繰越分	7,444,134,703	1,905,654,666	1,149,944,343	4,388,535,694	25.60%
		計	21,274,296,198	14,158,918,611	1,162,533,843	5,952,843,744	66.55%
	退 職 者 等	現年課税分	5,097,505	4,986,402	0	111,103	97.82%
		滞納繰越分	45,156,362	15,024,445	8,789,799	21,342,118	33.27%
		計	50,253,867	20,010,847	8,789,799	21,453,221	39.82%
	計	現年課税分	13,835,259,000	12,258,250,347	12,589,500	1,564,419,153	88.60%
		滞納繰越分	7,489,291,065	1,920,679,111	1,158,734,142	4,409,877,812	25.65%
		計	21,324,550,065	14,178,929,458	1,171,323,642	5,974,296,965	66.49%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
2 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,415,493,655	8,472,282,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,867,429,428	898,345,808	674,104,700	2,294,978,920	23.23%
		計	13,282,923,083	9,370,628,323	684,824,224	3,227,470,536	70.55%
	退 職 者 等	現年課税分	7,000	7,000	0	0	100.00%
		滞納繰越分	14,257,701	3,684,835	3,532,466	7,040,400	25.84%
		計	14,264,701	3,691,835	3,532,466	7,040,400	25.88%
	計	現年課税分	9,415,500,655	8,472,289,515	10,719,524	932,491,616	89.98%
		滞納繰越分	3,881,687,129	902,030,643	677,637,166	2,302,019,320	23.24%
		計	13,297,187,784	9,374,320,158	688,356,690	3,234,510,936	70.50%
2 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	964,546,968	850,925,387	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	553,681,165	129,591,117	83,809,620	340,280,428	23.41%
		計	1,518,228,133	980,516,504	84,410,477	453,301,152	64.58%
	退 職 者 等	現年課税分	3,033	3,033	0	0	100.00%
		滞納繰越分	3,094,662	828,721	908,427	1,357,514	26.78%
		計	3,097,695	831,754	908,427	1,357,514	26.85%
	計	現年課税分	964,550,001	850,928,420	600,857	113,020,724	88.22%
		滞納繰越分	556,775,827	130,419,838	84,718,047	341,637,942	23.42%
		計	1,521,325,828	981,348,258	85,318,904	454,658,666	64.51%
2 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	3,095,296,794	2,743,674,235	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,447,736,857	341,671,613	210,645,014	895,420,230	23.60%
		計	4,543,033,651	3,085,345,848	214,150,633	1,243,537,170	67.91%
	退 職 者 等	現年課税分	2,250	2,250	0	0	100.00%
		滞納繰越分	4,731,715	1,253,051	1,116,138	2,362,526	26.48%
		計	4,733,965	1,255,301	1,116,138	2,362,526	26.52%
	計	現年課税分	3,095,299,044	2,743,676,485	3,505,619	348,116,940	88.64%
		滞納繰越分	1,452,468,572	342,924,664	211,761,152	897,782,756	23.61%
		計	4,547,767,616	3,086,601,149	215,266,771	1,245,899,696	67.87%
2 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,475,337,417	12,066,882,137	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,868,847,450	1,369,608,538	968,559,334	3,530,679,578	23.34%
		計	19,344,184,867	13,436,490,675	983,385,334	4,924,308,858	69.46%
	退 職 者 等	現年課税分	12,283	12,283	0	0	100.00%
		滞納繰越分	22,084,078	5,766,607	5,557,031	10,760,440	26.11%
		計	22,096,361	5,778,890	5,557,031	10,760,440	26.15%
	計	現年課税分	13,475,349,700	12,066,894,420	14,826,000	1,393,629,280	89.55%
		滞納繰越分	5,890,931,528	1,375,375,145	974,116,365	3,541,440,018	23.35%
		計	19,366,281,228	13,442,269,565	988,942,365	4,935,069,298	69.41%

(還付未済控除前) (単位：円)

			調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	収 納 率
3 年 度 ・ 医 療 分	一 般	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,165,323,443	734,566,768	716,658,452	1,714,098,223	23.21%
		計	12,266,947,461	9,126,447,448	723,623,900	2,416,876,113	74.40%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
		計	6,866,392	1,982,976	2,036,605	2,846,811	28.88%
	計	現年課税分	9,101,624,018	8,391,880,680	6,965,448	702,777,890	92.20%
		滞納繰越分	3,172,189,835	736,549,744	718,695,057	1,716,945,034	23.22%
		計	12,273,813,853	9,128,430,424	725,660,505	2,419,722,924	74.37%
3 年 度 ・ 介 護 分	一 般	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	452,180,762	106,261,444	83,418,065	262,501,253	23.50%
		計	1,394,776,480	952,357,148	83,699,256	358,720,076	68.28%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
		計	1,642,148	467,438	506,787	667,923	28.47%
	計	現年課税分	942,595,718	846,095,704	281,191	96,218,823	89.76%
		滞納繰越分	453,822,910	106,728,882	83,924,852	263,169,176	23.52%
		計	1,396,418,628	952,824,586	84,206,043	359,387,999	68.23%
3 年 度 ・ 後 期 分	一 般	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,234,477,147	287,532,786	229,138,031	717,806,330	23.29%
		計	4,216,727,611	2,976,738,615	231,429,492	1,008,559,504	70.59%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
		計	2,237,425	642,911	681,767	912,747	28.73%
	計	現年課税分	2,982,250,464	2,689,205,829	2,291,461	290,753,174	90.17%
		滞納繰越分	1,236,714,572	288,175,697	229,819,798	718,719,077	23.30%
		計	4,218,965,036	2,977,381,526	232,111,259	1,009,472,251	70.57%
3 年 度 ・ 合 計	一 般	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,851,981,352	1,128,360,998	1,029,214,548	2,694,405,806	23.26%
		計	17,878,451,552	13,055,543,211	1,038,752,648	3,784,155,693	73.02%
	退 職 者 等	現年課税分	0	0	0	0	-
		滞納繰越分	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
		計	10,745,965	3,093,325	3,225,159	4,427,481	28.79%
	計	現年課税分	13,026,470,200	11,927,182,213	9,538,100	1,089,749,887	91.56%
		滞納繰越分	4,862,727,317	1,131,454,323	1,032,439,707	2,698,833,287	23.27%
		計	17,889,197,517	13,058,636,536	1,041,977,807	3,788,583,174	73.00%



### 3 平均保険税

現年度調定額に対して、平均被保険者数及び平均世帯数で除したものが次のとおりの平均保険税となっています。

(単位：円)

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
現年度調定	医療分	1人当たり	69,859	70,702	71,355	71,251	69,015
		1世帯当たり	108,737	107,926	107,379	105,739	100,665
	介護分	1人当たり	22,631	22,509	22,040	22,419	21,330
		1世帯当たり	26,973	26,663	25,974	24,928	24,719
	後期分	1人当たり	23,271	23,366	23,458	23,346	22,612
		1世帯当たり	36,221	35,669	35,300	34,647	32,981
	計	1人当たり	100,545	101,446	102,122	101,976	98,783
		1世帯当たり	156,502	154,857	153,679	151,337	144,085

### 4 収納率の推移

(単位：%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 (予算)
川口市	現年度分	87.82	88.60	89.55	91.56	90.60
	滞納繰越分	20.77	25.65	23.35	23.27	24.44
	計	60.17	66.49	69.41	73.00	74.21
県内市町村平均	現年度分	92.17	92.16	93.00	93.93	
	滞納繰越分	23.35	25.45	26.10	26.20	
	計	74.07	76.93	79.23	81.54	

## 5 保険税の軽減状況等

所得の少ないかたに対する保険税の減免制度等については、申請による申請減免と所得金額の多寡による法定軽減があり、次のとおりとなっています。

年 度	法 定 軽 減 ( 各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職 )				申請減免 (年度未現在)			
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)		
28 年 度	医療分	7割軽減 (所得33万円以下)	21,799	30,508	19,600	597,956,800	19件	
			1,401					
		5割軽減 (所得33万円+ (26.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,781	18,089	14,000			253,246,000
			1,063					
	2割軽減 (所得33万円+ (48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,924	17,739	5,600	99,338,400			
		1,315						
	計	42,283	66,336		950,541,200			
	介護分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,536	9,257	9,100	84,238,700		2,835,000円
		5割軽減 (所得33万円+ (26.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	4,101	5,030	6,500	32,695,000		
		2割軽減 (所得33万円+ (48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,674	4,619	2,600	12,009,400		
		計	16,311	18,906		128,943,100		
	後期分	7割軽減 (所得33万円以下)	23,200	30,508	6,300	192,200,400		
5割軽減 (所得33万円+ (26.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,844	18,089	4,500	81,400,500			
2割軽減 (所得33万円+ (48万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,239	17,739	1,800	31,930,200			
計		42,283	66,336		305,531,100			
合 計	100,877	151,578		1,385,015,400				
29 年 度	医療分	7割軽減 (所得33万円以下)	21,409	29,623	19,600	580,610,800	13件	
			1,418					
		5割軽減 (所得33万円+ (27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,522	17,260	14,000	241,640,000		
			1,173					
	2割軽減 (所得33万円+ (49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,548	16,791	5,600	94,029,600			
		1,390						
	計	41,460	63,674		916,280,400			
	介護分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,407	9,081	9,100	82,637,100		1,422,700円
		5割軽減 (所得33万円+ (27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,781	4,533	6,500	29,464,500		
		2割軽減 (所得33万円+ (49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,435	4,271	2,600	11,104,600		
		計	15,623	17,885		123,206,200		
	後期分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,827	29,623	6,300	186,624,900		
5割軽減 (所得33万円+ (27万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,695	17,260	4,500	77,670,000			
2割軽減 (所得33万円+ (49万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,938	16,791	1,800	30,223,800			
計		41,460	63,674		294,518,700			
合 計	98,543	145,233		1,334,005,300				

※世帯数上段は特定世帯以外、下段は特定世帯

年 度	法 定 軽 減 ( 各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職 )					申 請 減 免 ( 年 度 末 現 在 )	
	区 分	世 帯 数 ( 世 帯 )	被 保 険 者 数 ( 人 )	均 等 割 額 ( 円 )	軽 減 額 ( 円 )		
30 年 度	医 療 分	7割軽減 (所得33万円以下)	21,259	29,046	19,600	569,301,600	22件           1,484,400円
			1,427				
		5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,316	16,960	14,000	237,440,000	
			1,354				
	2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,316	16,105	5,600	90,188,000		
		1,400					
	計	41,072	62,111		896,929,600		
	介 護 分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,402	9,040	9,100	82,264,000	
		5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,639	4,379	6,500	28,463,500	
		2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,233	3,990	2,600	10,374,000	
		計	15,274	17,409		121,101,500	
	後 期 分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,686	29,046	6,300	182,989,800	
5割軽減 (所得33万円+ (27.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,670	16,960	4,500	76,320,000		
2割軽減 (所得33万円+ (50万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,716	16,105	1,800	28,989,000		
計		41,072	62,111		288,298,800		
合 計	97,418	141,631		1,306,329,900			
元 年 度	医 療 分	7割軽減 (所得33万円以下)	21,103	28,447	19,600	557,561,200	25件           1,207,700円
			1,428				
		5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,190	16,404	14,000	229,656,000	
			1,405				
	2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,134	15,442	5,600	86,475,200		
		1,362					
	計	40,622	60,293		873,692,400		
	介 護 分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,280	8,874	9,100	80,753,400	
		5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,590	4,276	6,500	27,794,000	
		2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,054	3,750	2,600	9,750,000	
		計	14,924	16,900		118,297,400	
	後 期 分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,531	28,447	6,300	179,216,100	
5割軽減 (所得33万円+ (28万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,595	16,404	4,500	73,818,000		
2割軽減 (所得33万円+ (51万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,496	15,442	1,800	27,795,600		
計		40,622	60,293		280,829,700		
合 計	96,168	137,486		1,272,819,500			

※世帯数上段は特定世帯以外、下段は特定世帯

年 度	法 定 軽 減 ( 各 年 度 10 月 20 日 現 在 一 般 及 び 退 職 )				申請減免 (年度末現在)		
	区 分	世帯数 (世帯)	被保険者数 (人)	均等割額 (円)		軽減額 (円)	
2 年 度	医 療 分	7割軽減 (所得33万円以下)	20,806	27,750	19,600	543,900,000	1,766件  [災害等減免件数] 30件  [コロナ減免件数] R1年度分 164件  R2年度分 1,572件  291,747,200円  [災害等減免金額] 1,594,000円  [コロナ減免金額] R1年度分 4,286,500円  R2年度分 285,866,700円
			1,328				
		5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	8,095	16,058	14,000	224,812,000	
			1,466				
	2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	7,064	15,016	5,600	84,089,600		
		1,348					
	計	40,107	58,824		852,801,600		
	介 護 分	7割軽減 (所得33万円以下)	8,217	8,809	9,100	80,161,900	
		5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,531	4,171	6,500	27,111,500	
		2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)	3,055	3,765	2,600	9,789,000	
		計	14,803	16,745		117,062,400	
	後 期 分	7割軽減 (所得33万円以下)	22,134	27,750	6,300	174,825,000	
5割軽減 (所得33万円+ (28.5万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		9,561	16,058	4,500	72,261,000		
2割軽減 (所得33万円+ (52万円×国保加入者数と特定同一世帯所属者数の合計) 以下)		8,412	15,016	1,800	27,028,800		
計		40,107	58,824		274,114,800		
合 計		95,017	134,393		1,243,978,800		
3 年 度	医 療 分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	21,191	28,316	19,600	554,993,600	1,262件  [災害等減免件数] 26件  [コロナ減免件数] R3年度分 661件  [多子減免件数] 574件  118,734,800円  [災害等減免金額] 1,183,600円  [コロナ減免金額] R3年度分 102,685,500円  [多子減免金額] 14,865,700円
			1,290				
		5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	8,253	16,329	14,000	228,606,000	
			1,431				
	2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	6,888	14,153	5,600	79,256,800		
		1,246					
	計	40,299	58,798		862,856,400		
	介 護 分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	8,630	9,294	9,100	84,575,400	
		5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	3,630	4,332	6,500	28,158,000	
		2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	2,902	3,532	2,600	9,183,200	
		計	15,162	17,158		121,916,600	
	後 期 分	7割軽減 所得43万円+10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下	22,481	28,316	6,300	178,390,800	
5割軽減 所得43万円+28.5万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下		9,684	16,329	4,500	73,480,500		
2割軽減 所得43万円+52万円× (被保険者数※2) +10万円× (給与所得者等※1の数-1) 以下		8,134	14,153	1,800	25,475,400		
計		40,299	58,798		277,346,700		
合 計		95,760	134,754		1,262,119,700		

※1 給与所得がある者 (給与収入が55万円を超える者) および公的年金等の所得がある者 (公的年金等収入が65歳未満は60万円を超える者、65歳以上は110万円を超える者)。「給与所得者等の数-1」が0未満になるときは0。

※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

## 第8節 川口市国民健康保険運営協議会

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法第11条に基づき、川口市長の諮問機関として設置されており、川口市の国民健康保険事業の運営に関する重要事項について、審議や川口市長への具申を行っています。

### 1 委員の構成

川口市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険事業の適正な運営を図るため、被保険者、保険医または保険薬剤師、公益それぞれの代表により各同数をもって組織されています。

- ・被保険者代表 5人
- ・保険医または保険薬剤師代表 5人
- ・公益代表 5人

### 2 協議会開催状況

開催年月日	審 議 内 容
令和3年8月17日 (書面開催)	1 令和2年度川口市国民健康保険事業特別会計決算見込(案)について 2 令和2年度川口市病院事業会計決算見込(案)について
令和4年2月28日 (書面開催)	1 令和4年度川口市国民健康保険事業特別会計予算(案)大綱について 2 令和4年度川口市病院事業会計予算(案)大綱について 3 未就学児の均等割保険税の軽減措置について

